

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業仕様書

1 業務名

令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業

2 基本要件

本仕様書は、令和4年度 南丹市新庁舎太陽光発電設備設置事業（以下、「本事業」という。）の内容及び要件を定めるものであり、事業を実施する者は本仕様書に基づき事業を執行することとする。

3 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 参加申込及び事業提案

本事業を行おうとする者は、本市に事業提案書を提出するものとする。

なお、太陽光パネル等発電設備の設置については、新庁舎屋上のルーバー部分に設置することとし、ルーバーの支柱・基礎等の規格や位置等は変更できないものとする。

(2) 対象施設

南丹市役所新庁舎（建設中）

南丹市園部町小桜町29番地1（別添新庁舎建築図面を参照）

(3) 協定締結及び費用負担

ア 協定の締結等

事業候補者として選定された事業者（以下「事業実施者」という。）は、所管課と必要な調整を行った後、速やかに市との間で太陽光発電事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を締結し、新庁舎竣工時には地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を受けるものとする。

イ 費用負担等

事業実施者は、太陽光発電設備の設置、系統電力線への接続、維持管理、売電、発電事業終了後の原状回復等、当該事業に係る一切の費用を負担すること。

また、太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。

(4) 売電方法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年

法律第108号)に基づき、事業実施者は原則として発電した電気を対象施設へ供給し、その余剰分を電気事業者に売却することができる。

市は対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。

契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、契約単価は原則、契約期間中一定額とする。

4 適用規格・法規等

本事業における工事の設計、施工にあたっては、下記の法令・規格等に基づくものとする。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 建築基準法 | (9) 京都府地球温暖化対策条例 |
| (2) 労働基準法 | (10) 日本産業規格 (JIS) |
| (3) 労働安全衛生法 | (11) 日本電線工業規格 (JCS) |
| (4) 電気事業法 | (12) 日本電機工業会規格 (JEM) |
| (5) 電気設備技術基準 | (13) 日本電気架空調査会標準規格 (JEC) |
| (6) 電気工事士法 | (14) 内線規程 |
| (7) 消防関係法規 | (15) 系統連系規程 |
| (8) 電力品質確保に関わる系統連系技術要件ガイドライン | |

5 本事業実施に当たっての条件

(1) 本事業実施について

ア 原状回復義務

対象施設は建築中であることから太陽光発電設備の設置には十分配慮するとともに、その運転に当たっては、対象施設の構造、設備等に損害を生じさせないように十分に注意すること。万が一故障又は損傷が生じた場合は、事業実施者の責任において速やかに改善又は原状回復を図ること。

イ 施設管理者の了解

太陽光発電設備の設置、維持管理等のため対象施設に立ち入る場合は、事前に市の了解を得ること。

ウ 損害賠償義務

本事業に起因して市又は第三者に損害を与えたときは、事業実施者がその損害を賠償する義務を負うこと。またその場合の賠償に備え、損害保険や賠償責任保険に加入すること。

エ 光害等について

光害及び電波障害等を起こさないように対策を施すこと。また、周囲の景観との調和に配慮することとし、広告物等の表示は不可とする。

オ 関係法令遵守

建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）等の関係法令を遵守すること。

カ 建築工事との調整

対象施設（新庁舎）は令和4年12月末を工期として施工中であるが、工期の延長を検討中のため、太陽光発電設備の設計、施工に当たっては、新庁舎建設工事の施工業者、施工監理業者及び設計業者並びに市担当者 と十分に協議打合せを行うこと。

なお、新庁舎使用開始時には太陽光発電設備の供用を開始する必要があるため、材料調達や施工計画を十分調整すること。

キ 系統連系保護機能

本システムにおける連系保護機能装置は、電気設備技術基準に沿って設置するものとする。

なお、必要な連系保護機能装置は、参考図面を確認の上必要な工事を行うものとする。

(2) 太陽光発電設備について

ア 設置する容量については、4kW以上とし、上限は設けない。

イ 停電時の自立運転及び対象施設への電力供給災害等により電気事業者からの電力供給が停止した場合でも自立運転可能なものとする。

ウ 発電出力の確保

高性能の設備の導入使用などにより、発電出力がより大きくなるように努めること。

ただし、対象施設の維持・管理に支障を与えてはならない。

エ 耐久性

市から提示する施設図面等をもとに、設備の設置に伴う、長期荷重・地震力・風圧力・その他外力に対して耐久性に問題がないことを確認すること。

(3) 施工について

ア 関係法令等の遵守

設置施工は、法令等に基づき行うものとする。

イ 設置場所

発電パネルの設置場所は、新庁舎屋上の修景施設部分（別添新庁舎建

築図面を参照)とし、パワーコンディショナ等の設置場所は、市との協議により決定する。なお、設置後に、市役所業務に支障がみられる場合には、市と事業実施者で協議し、対応することとする。

ウ 市内事業者の活用

設備工事には、市内事業者の活用に努めること。

エ 電源

事業実施者が発電量を遠隔モニタリングするための機器等を取り付ける場合には、市の承諾を得たうえで事業実施者が新庁舎内電源から分岐し、小メーター等にて電気料金の精算を図るものとする。

オ 施工箇所への事前協議

以下の内容について、着工前に事前協議を実施し、市から承諾を得ること。

- ・ 施工工程に関すること。
- ・ 工事期間中の資材置場や工事関係車両、仮設物等に関すること。

(4) 設置後の運転、維持管理等

ア 点検

太陽光発電設備に係る、点検、メンテナンス等全ての維持管理は事業実施者が行うものとする。なお、毎年台風シーズン(7月～8月)には1回以上、その他は適宜点検を行い、腐食、さび、変形、ボルト、金具等の緩み等、劣化状況等の確認を行うこと。点検後は、点検結果及び確認のできる写真を添えて「点検結果報告書」として市に提出すること。なお、不具合が生じている場合については、事業実施者の負担で補修等を行うこと。

また、地震、台風等の災害が発生した後は、原則として太陽光発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

イ 維持管理の体制整備

事業期間中は太陽光発電設備の故障等の緊急時、即座に対応できるよう維持管理体制を整備しておくこと。

ウ 発電事業期間終了時の措置

発電事業期間終了後は、速やかに太陽光発電設備を撤去すること。ただし、本市からの要望により太陽光発電設備を残置するときはこの限りではない。

また、撤去に際しては市と協議のうえ工法等を決定し、関係法令を遵守して適正に行うこと。

エ 発電量等の表示及び照会に対する回答

再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、市民

等、当該施設の利用者が容易に視認できる場所に、当該太陽光発電設備の稼働に伴う発電量等の表示モニターを設置すること。また、月ごとの発電量や年間の事業収支についての市の照会に応じること。

オ 市内事業者の活用

維持管理業務に際しては、市内事業者を活用するよう努めること。

カ その他

災害その他不可抗力により対象施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど、使用許可の継続が不可能になった場合は、使用許可を終了する。その場合の費用を市は負担せず、売電料の補償は行わない。

6 対象施設の使用許可

(1) 使用料

使用料は、無償とする。

(2) 行政財産目的外使用について

事業実施者は、太陽光発電設備等に係る行政財産目的外使用許可申請を行うこと。

行政財産の目的外使用申請については、下記の期間を必要とするものとし、その都度申請し許可を得ること。

ア 太陽光発電設備の運転期間（概ね20年以内）

イ 太陽光発電設備の運転が終了した日から太陽光発電設備の撤去等原状復旧が終了するまでの期間

(3) 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、市は使用許可を取り消すことができる。ただし、この場合に事業実施者に損失が生じても、市はその補償をしない。

ア 市において使用許可に係るスペースを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

イ 災害その他不可抗力（経年による劣化を含む。）により施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復することが困難となったとき。

ウ 事業実施者が市の許可無く使用許可の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又はこれに私権を設定したとき。

エ 事業実施者が仕様書、協定書又は使用許可書に定める条項若しくは条件に違反し、又は義務を履行しないとき。

7 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、進捗状況等について適宜報告を行うとともに、市担当職員と十分な協議を行い、効率的に進められるよう留意すること。
- (2) 事業実施者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。
- (3) 本事業の実施に必要な市が所有する資料等については、市が事業実施者に貸与するものとし、事業実施者は本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。
- (4) 事業実施者は、市の承認を得なければ、この事業に係る権利を第三者に委託、譲渡又は承継してはならない。
- (5) 事業実施者及び事業実施者の従業員であったものは、本事業の履行に際して知り得た個人情報等の秘密を他人に漏えいしてはならない。
- (6) 本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令に基づかなければならない。
- (7) その他本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、市と事業実施者で協議のうえ、これを定めるものとする。